

佐賀県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金交付要綱

令和2年12月16日一部改正

令和3年1月28日一部改正

(趣旨)

第1条 佐賀県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱」（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「国の実施要綱」という。）、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金交付要綱」（令和2年8月5日厚生労働省発医政0805第1号・厚生労働省発健0805第6号・厚生労働省発薬生0805第71号厚生労働事務次官通知。）及び佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と収束が反復する中で、それぞれの機能・規模に応じた地域における役割分担の下、必要な医療提供を継続することが求められる、医療機関・薬局・訪問看護ステーション及び助産所（以下「医療機関・薬局等」という。）が、院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供することができるよう、感染拡大防止等の支援を行うことを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、国の実施要綱3.(19)に基づき、次の各号に定める医療機関・薬局等が実施する新型コロナウイルス感染拡大防止対策や診療体制確保等の事業を対象として、予算の範囲内で交付する。

なお、この要綱の施行以前に着手した事業及び完了した事業も対象とする。

- (1) 病院（県内に所在する保険医療機関に限る。）
 - (2) 有床診療所（県内に所在する保険医療機関に限る。）
 - (3) 無床診療所（県内に所在する保険医療機関に限る。）
 - (4) 薬局（県内に所在する保険薬局に限る。）
 - (5) 訪問看護ステーション（県内に所在する指定訪問看護事業者に限る。）
 - (6) 助産所（県内に所在するものに限る。）
- 2 前項各号に掲げる医療機関・薬局等の開設者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を

もって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項各号に掲げる医療機関・薬局等の開設者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(対象経費)

第4条 新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。)であって、別表の第3欄に定める経費を対象とする。

(対象期間)

第5条 この補助金の対象とする期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算定された額を交付する。

1 別表第1欄の区分ごとに第2欄の基準額と第3欄の対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額を選定するものとする。

2 前項により選定された額と総事業費から寄附金及びその他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 この補助金は、概算額で申請を行うものとし、交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という)は、あらかじめ指定する期日までに交付申請書兼交付請求書(別記様式1)及び事業計画書(別記様式2 - 1又は2 - 2)を佐賀県国民健康保険団体連合会を通じて、佐賀県知事(以下「知事」という。)に提出するものとする。この場合、規則第15条に規定する補助金等交付請求書の提出を兼ねるものとする。

2 前項の規定による申請書が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、60日とする。

(交付の決定)

第8条 知事は、申請者から前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、第9条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、その決定の内容を補助金交付決定通知書(別記様式3)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から10日以内とする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 各事業実施計画の範囲を超えて交付金の配分を調整する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、変更承認申請書（別記様式4）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (5) 事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を佐賀県に納付させることがある。
- (8) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記様式7）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。
なお、間接補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を佐賀県に返還しなければならない。
- (10) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付方法は、概算払とする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止したときを含む。）から30日後又は令和3年4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（別記様式5）、所要額精算書（別記様式6-1）及び事業実績明細書（別記様式6-2）を知事に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を決定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。当該補助事業者は、命じられた返還額を知事の定める期限内に返還しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第14条 知事は、規則第16条に定めるもののほか、補助事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、知事は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が、佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第22条に抵触したとき
- (3) 交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (4) 補助事業を予定の期間内に完了しなかったとき、又は完了することが不可能若しくは著しく困難であると知事が認めたとき。

2 国の補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消されたときは、当該国の補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、補助事業者について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金等の返還)

第15条 前条の規定により交付の決定を取り消されたときは、当該補助金を知事の定める期限内に返還しなければならない。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助対象事業についての収支簿を備え、当該事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の支出簿とともに、当該事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和2年8月25日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和2年12月16日から施行し、改正後の佐賀県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年1月28日から施行し、改正後の佐賀県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費
病院	2,000,000円 + 50,000円 × 病床数	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
有床診療所 （医科・歯科）	2,000,000円	
無床診療所 （医科・歯科）	1,000,000円	
薬局・訪問看護ステーション・助産所	700,000円	